

第3章 全体構想

第2章の東金市の現況と課題を踏まえ、
未来に向けた都市づくりの基本的な方向性を示します。

この章の内容

- 3-1 都市づくりの理念と目標
- 3-2 将来人口
- 3-3 めざす将来都市構造
- 3-4 本市がめざす将来の都市
の姿と暮らしの姿
- 3-5 都市づくりの基本方針

3-1 都市づくりの理念と目標

東金市第2次都市計画マスタープランにおいては、これまでの都市づくりを継承しつつも、新しい発想での都市づくりを広域幹線道路の整備や成田・羽田の両空港、千葉港など広域・国際的な拠点への近接性も活かしながら、本市ならではの価値や魅力をさらに磨いていくための都市づくりのビジョンを描く必要があります。

そこで、総合計画で掲げた将来像「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続く My City東金」と「未来へ向かいポテンシャルを最大限に活かしたまち」、「誇りと愛着を持って暮らせるまち」、「地域と共に手を携え歩むまち」の3つの基本理念を踏まえ、この実現に向けて、以下のとおり都市づくりの根底の考え方となる「都市づくりの理念」と20年後にどのような都市を目指すかを示す「都市づくりの目標」を定めます。

[都市づくりの理念]

都市の活力と持続力を高め、住みたい、住み続けたい都市の実現

～ 未来を見据え 人・街・自然をつなぐ・・・ ～

本市は、先人達から脈々と引き継がれた歴史・文化と豊かな自然環境を背景に都市の近代化に向けた様々な取り組みにより今日があります。これら、保有している資源を活かし、地域や経済の活力創出と人々の支えあいや個性的に輝き・魅力を高められる持続可能な基盤づくりを、未来を見据えて様々な素材で結びつけ、そして次世代へと都市づくりをつなげることで、「住みたい、住み続けたい都市」の実現を目指し、この理念を掲げます。

「都市づくりの基本的なスタンス」について

第2次都市計画マスタープランでは、「つなぐ・・・」をキーワードに都市づくりを進めていきます。都市づくりの素材には、人と人の絆、時の移り変わり、道や交通、地域固有の原風景など有形・無形にかかわらず様々なものがあります。都市づくりのあらゆる場面、局面でつながりを意識し、活力と持続力を引き出しながら進めていきます。

[都市づくりの目標]

都市は、そこに暮らす人々が創り上げていくものです。農地や工業団地・商業集積地などの本市の活力を生み出す産業の場と、そこに暮らす人々の営みの場が共存し、良好な関係を保つことで、「持続可能な都市づくり」が実現可能となります。

そのためには、先人たちが築き、これまで脈々と受け継いできた歴史、文化、社会経済等有形無形の資産や資源を「継続・充実」させていくとともに、それらを活かし、子どもや若い世代のためのよりよい「未来」を築くため、4つの目標を設定します。

<継続・充実への目標>

都市機能の集積により魅力あふれる東金市

全市的な都市サービスを継続かつ効果的に提供し持続可能な都市としていくために、中心部への都市機能（行政、商業、医療・福祉等）の一定の集積による効率化と郊外周辺部での身近な地域の核となるエリアの創出により、地域と経済の活力をさらに向上させるとともに、これらをつなぐ利便性の高い交通ネットワークの構築を図ることにより、魅力あふれる都市を目指します。

誰もが安全で安心して住み続けられる東金市

安全・安心に暮らせる都市とするために、地震や水害等の災害への備えや地域の防犯対策に配慮した都市形成と多様なライフスタイル[※]やライフステージに対応した快適性・利便性を兼ね備えた、質の高い暮らしができる住環境の形成を図るとともに、これまで培ってきた歴史・文化を活かし、人と自然が共生する環境づくりにより、誰もが住み続けられる都市を目指します。

<未来への目標>

ポテンシャルを活かしにぎわいのある東金市

本市の活力を支える産業の集積地と様々な人々が行き交うエリアを拠点とし、豊かな自然環境や総合大学等各種教育機関をはじめ、スポーツ・文化施設、病院、道の駅など優れた既存の都市的機能を各拠点とともに相互に連携させ発展を促すために、広域道路ネットワークを最大限に活用した道路網と公共交通の充実、県や周辺都市との広域連携、

魅力を感じる自然環境や都市の資源の質の向上を市民みんなで図ることにより、にぎわいのある都市を目指します。

子どもや若い世代の未来につなげる東金市

都市の活力を維持し活性化していくために、未来を担う子ども達を地域で支え育む環境づくりを進め、子育て世代を含めた若い世代の人達が気軽に外に出て、自由に活動し、それぞれの時間を過ごせるよう、広範な移動を可能とする環境や楽しくリラックスして過ごせる都市空間を創出するとともに、情報通信技術の進展に対応した環境の利便性を高めることにより、市内に定住しやすい環境を形成し、未来につなげる都市を目指します。

3-2 将来人口

本市の人口は、高度成長期以降ほぼ一環して増加を続けましたが、全国的な人口減少傾向と同様、出生率の低下を始めとする要因によって2006年（平成18年）をピークに減少に転じています。この傾向は、今後、加速化していくことが確実な状況です。

将来人口の見通しとして、出生人口の増加につながる安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実、また、転入人口の増加や転出人口の抑制につながる企業誘致や産業基盤の整備による働く場としての機能強化など、人口減少傾向を緩和する効果的な取り組みを推進していくことを念頭に、本市の将来人口を以下のように設定します。

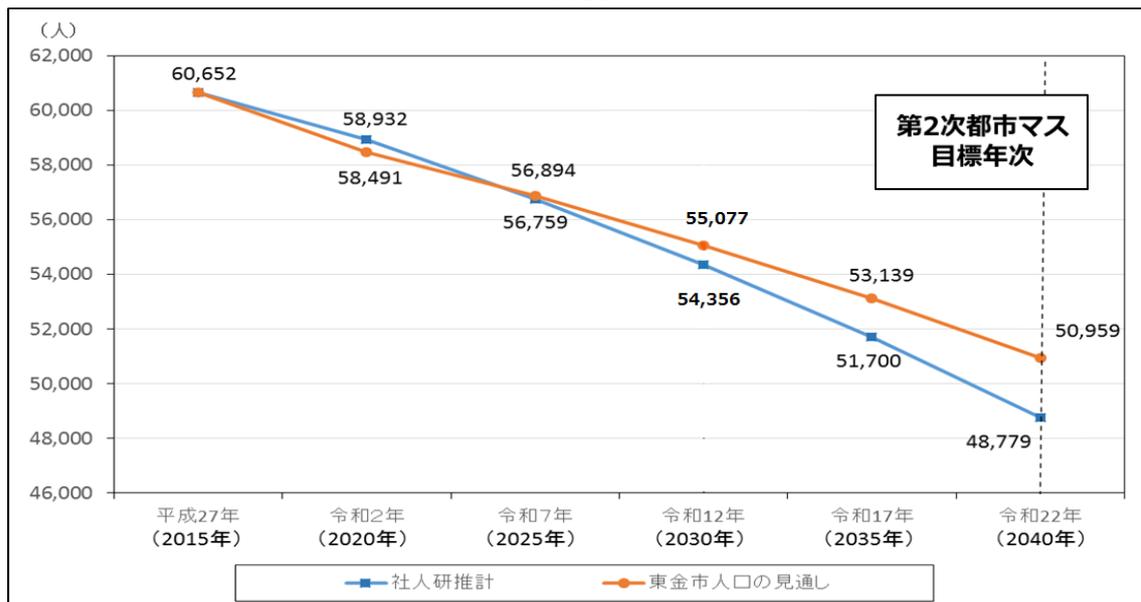
将来人口

目標年次の2040年（令和22年）における将来人口を **約51,000人** とします。

<推計の条件設定>

- ・合計特殊出生率[※]：2030年（令和12年）に1.48（千葉県が第2期地方創生総合戦略の将来人口シミュレーションで用いた「2040年（令和22年）に1.8」まで段階的に改善していくように設定）
- ・人口移動：「2005年（平成17年）～2010年（平成22年）」と「2010年（平成22年）～2015年（平成27年）」の移動傾向の平均値（社人研推計で用いられた「2010年（平成22年）～2015年（平成27年）」の移動傾向より人口減少が緩和される設定）

人口の見通し



- ・2015年（平成27年）の値は、国勢調査による実績値。
- ・2020年（令和2年）から2040年（令和22年）までの値は、「社人研推計」が国立社会保障・人口問題研究所[※]「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」による推計値、「東金市人口の見通し」は、2020年（令和2年）が住民基本台帳（令和2年1月1日時点）による実績値、それ以降が「コーホート要因法」に基づいた市独自推計による推計値。

3-3 めざす将来都市構造

都市づくりの目標を実現するために、主要な都市機能や骨格となる道路網、土地利用等について基本的な方向性を定め、将来あるべき都市構造を次に示します。

1. 将来都市構造の基本的な考え方

人口減少社会のなかで持続可能な都市を築いていくため、市の中心部への都市機能の一定の集積により、全市的な都市サービスを継続かつ効率的に提供できる都市づくりを行います。

また、本市が有する広域道路ネットワークとしての役割を担う首都圏中央連絡自動車道、千葉東金道路、東金九十九里有料道路及び国道126号の結節点を活用し、活力の源となる産業の充実を図るとともに、周辺都市との広域連携による相乗効果を発揮できる都市構造を形成します。

2. 将来都市構造の配置と形成

(1) ゾーン

これまで受け継がれてきた地勢と土地利用を基本として、市域を中心部の『市街地ゾーン』、丘陵部の『里山ゾーン』、平野部に広がる『田園ゾーン』の3つに区分します。

1) 市街地ゾーン

- ・ JR 3 駅を中心に職・住・遊のバランスの取れた秩序ある土地利用を図り、誰もが利用しやすく暮らしやすい市街地を形成する地域とします。
- ・ 住宅地や商業業務地などの都市的土地利用を充実させていきます。



2) 里山ゾーン

- ・ 緑の保全、自然環境を保護し、森林、谷津田、集落地などの調和のとれた土地利用に努め、緑を有効活用する地域とします。
- ・ 既存の集落や住宅地における住環境の向上を図ります。



3) 田園ゾーン

- ・豊かな田園環境を保全・継承し、農地と集落地の調和のとれた土地利用に努め、農業を主体とした生業を継続できる地域とします。
- ・既存の集落や住宅地における住環境の向上を図ります。



(2) 拠点

都市の魅力とにぎわいの向上に向け、中核となる『中心拠点』、産業振興の中心的役割を担う『産業拠点』、人や地域の資源が集まる『交流拠点』を配置します。

1) 中心拠点

- ・JR東金駅周辺を中心とした市街地を中心拠点と位置付け、市民が快適な都市サービスを継続かつ効果的に受けられるように、都市機能の一定の集積を図り、豊かな暮らしに寄与し、求心力のある本市の顔にふさわしいにぎわいの場を形成します。



2) 産業拠点

- ・千葉東テクノグリーンパークや小沼田工業団地などの既存の工業団地のほか、東金インターチェンジ周辺などを産業拠点に位置付け、操業環境の維持・向上や多様な産業を意識した企業誘致により新たな産業を創出します。



3) 交流拠点

- ・道の駅みのりの郷東金周辺や東金アリーナ周辺を交流拠点に位置付け、市内外の多くの方が交流する魅力ある拠点として育成します。



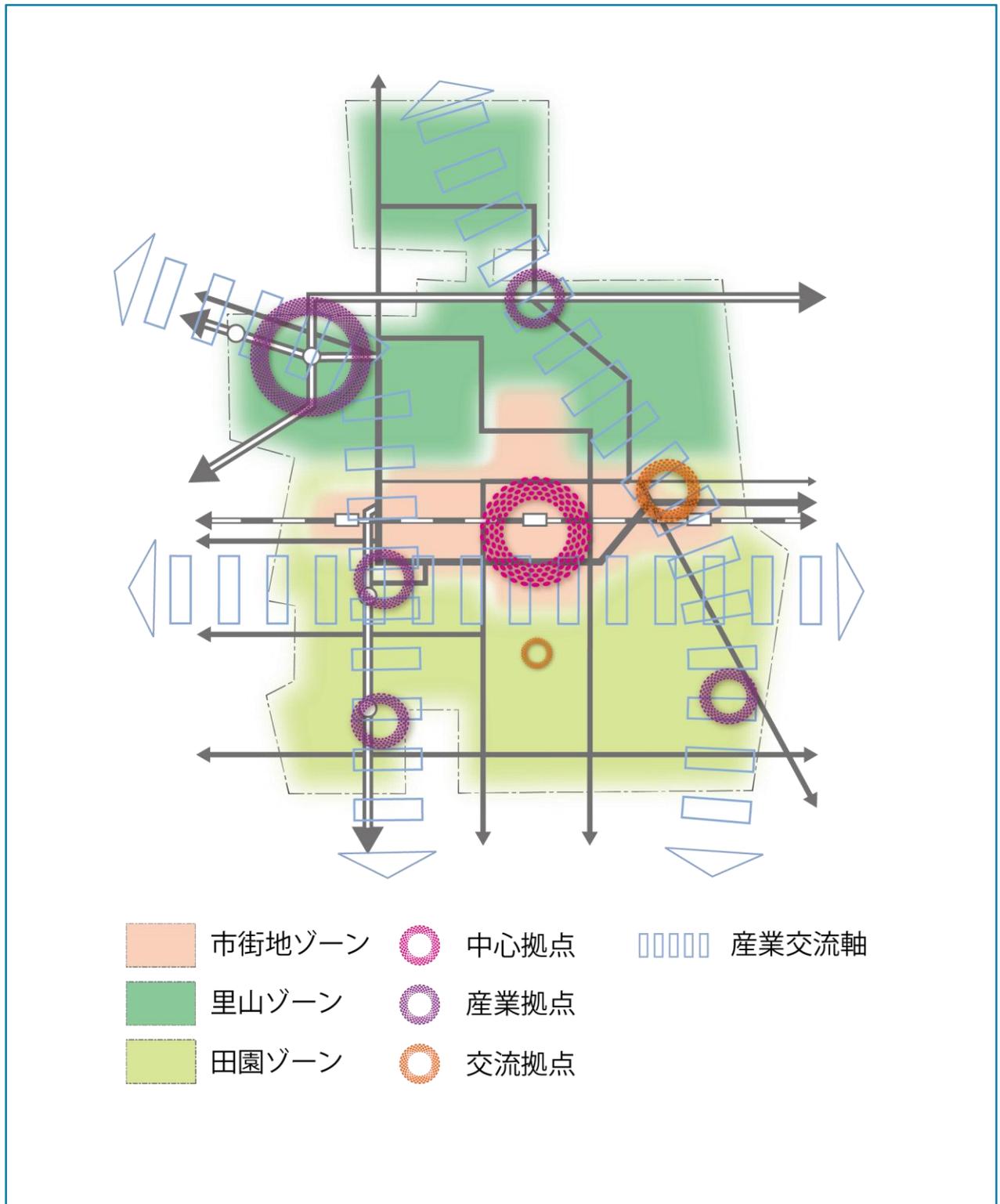
(3) 軸

人やモノ、情報が交差し、その流れを活用していく「産業拠点」と「交流拠点」の相乗効果により、各拠点を更に発展させるための「産業交流軸」を位置付けます。

- ・ 広域道路ネットワークと「産業交流軸」を活用することにより、広域的な人の流れを受け止める沿道サービスや観光の強化、周辺都市との広域連携を図り、市全体の魅力・活力の向上を図ります。



将来都市構造図



3-4 本市がめざす将来の都市の姿と暮らしの姿

都市の安全性が保たれ、日常の生活が快適で、利便性に富んでいるからこそ、ゆとりが生まれ、リラックスできる都市空間の中で自分らしい日々を過ごし、心から楽しいと思えることを満喫できます。

私たち（市民・事業者・行政）は、みんなとめざすべき将来の都市のイメージを共有し、その実現に向けて一緒に都市づくりを進めていきます。

～こんな都市・街がいい 暮らしてみたい～

都心に近い、地方のまちなのに、このまちには自然豊かな里山や車で少し走ると海も近くにある。魅力的なお店や高台の公園、アリーナや道の駅、まちはずれにある大学など、出かけたくなる場がたくさんあって、その時の気分で使い分けられる。しかも、そのどれもが居心地がいいからリラックスできる。

そして、そんな場所へは徒歩や自転車で行くこともでき、様々な移動方法を選べることで、時間を気にせず気軽に出かけられるし、移動中も田園をわたってくる風や樹木の緑等から季節のうつろいを感じたりできて楽しい。

だから、このまちの日常には、ベンチで読書したり、友人と買い物や食事を楽しんだり、徒歩や自転車でまちを散策したりしながら、ゆったりと自由にそれぞれの時間を楽しむ老若男女の健やかな姿がある。

また、休日には、非日常を求めて都会から、様々な人々が訪れる。農業体験をしたり、スポーツ観戦を楽しんだり、地域の歴史や文化を訪ね歩きながら、充実した1日を過ごし笑顔を浮かべる家族づれやカップルの姿がある。

そう、思い立ったら、気軽に行けてのんびり過ごせるのが東金。

このまちには、いつもいろんな人がいるから、まちににぎわいがある。

新しくなったストリートや公園、コミュニティセンター、そのほかにも施設がリニューアルされ、そこで、ショッピングを楽しんだり、イベントを見たり、趣味を楽しんだり、学びを深めたりしている。

昔ながらのお祭りは、氏子や地域が一体となって取り組み、近頃は越してきた若い夫婦や子どもも加わり、準備段階から本番さながらの熱気にあふれている。

また、お年寄りから子どもまで幅広い人たちのふれあいの場がいくつもあって活気があるし、駅周辺や大きな通り沿いには、話題の専門店やおしゃれなお店がならび地域の人たちでにぎわっている。

最近もまた、新しいお店が増え、学生たちでいっぱいだ。

このまちには、いろいろな環境があるから、様々な暮らし方ができる。

緑あふれる丘陵地には、いろいろな働きが増えてきた。新しい社屋が建ちならび、サテライトオフィスもでき、地元の大学を卒業した学生や都心から戻ってきた若者たちも勤めはじめたことで、まちに活力が生まれてきた。

代々引き継がれてきた農地では、毎年、豊かな恵みをもたらしてくれる。若い営農者や大規模な営農者も少しずつ増え、朝取り野菜を出荷したり、インターネットを使って消費者に直接届けるサービスも始めた。

また、住環境の整った都市的な生活スタイルや、まちなかから10分も走れば、田舎暮らしもできる。都心への通勤を考えると駅近に住んだり、移住を機に農業を始めたり、サーフィンを楽しむためのセカンドハウスを借りたり、それぞれのライフスタイル^{*}やスローな時間を過ごしながらか、生活を満喫している。

そうした暮らしの中で、人々が出会い、交流し、いつしかつながりが生まれている。

そして、そんな日々の積み重ねの中で、顔の見える関係が生まれ、性別や世代やバリアを越えた支えあいの基盤が自然と築かれている。

自分らしくゆったりと自由に過ごせる環境と、人々の支えあいの基盤の中で、若者は自分に合った働き方をしながら生き生きと子育てを楽しんでいるし、高齢者は自分の経験を生かして地域貢献をしたり働いたりしながら、生きがいをもってセカンドライフを楽しんでいる。

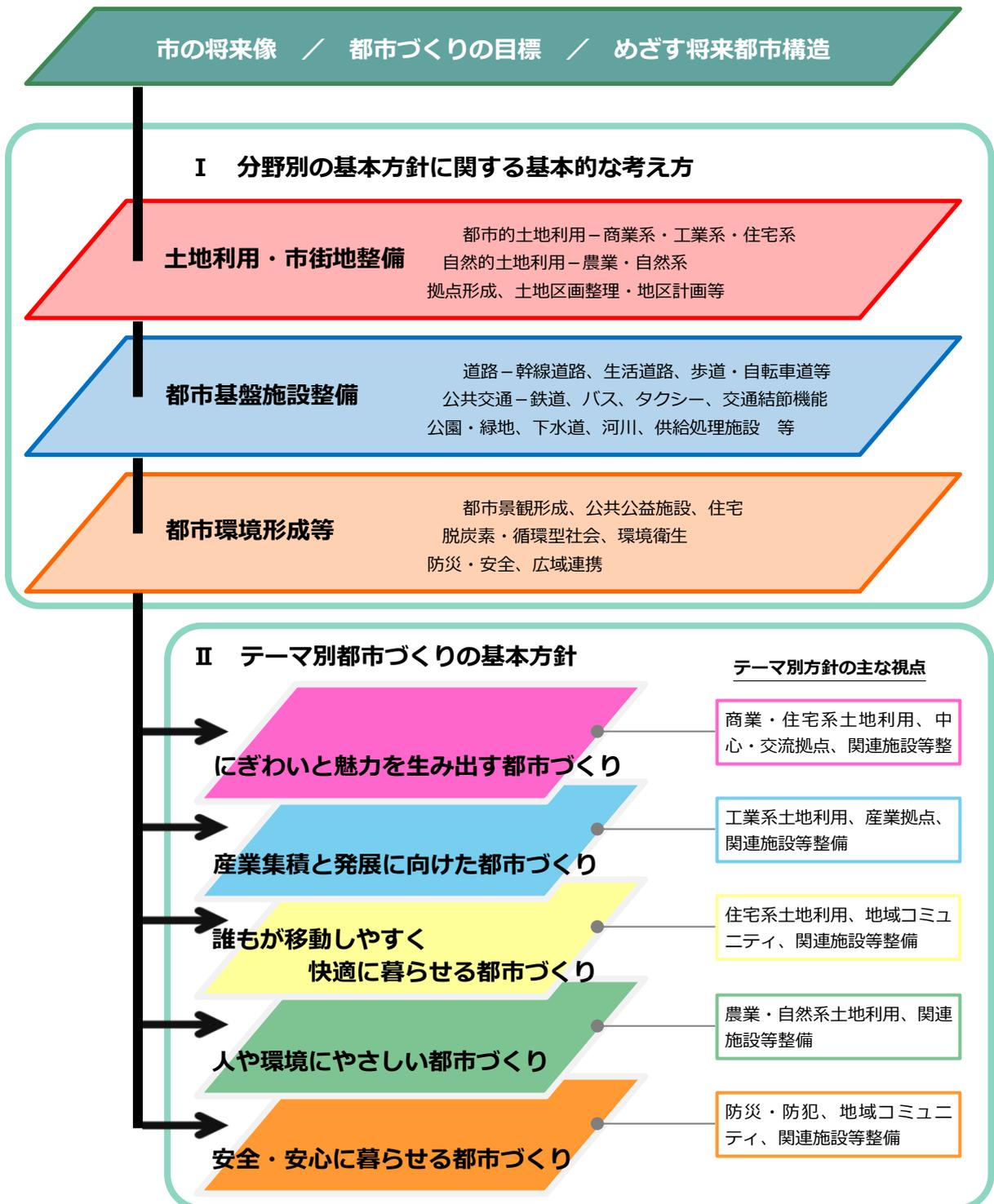
そして、そうした大人の姿を見た子どもたちは、これからもずっとこのまちに住み続けたいと感じている。

※これは、本市の将来における都市のイメージを想定して描いたものです。

3-5 都市づくりの基本方針

■ 都市づくりの基本方針の構成

「都市づくりの目標」と「めざす将来都市構造」を実現するため、都市づくりの基本方針は、下図のように「分野別の基本方針に関する基本的な考え方」と「テーマ別都市づくりの基本方針」の2つにより構成します。



■分野別項目とテーマ別都市づくりの基本方針の関係一覧表

	都市づくり にぎわいと魅力を生み出す 都市づくり	都市づくり 産業集積と発展に向けた 都市づくり	都市づくり 誰もが移動しやすく 快適に暮らせる都市づくり	都市づくり 人や環境にやさしい 都市づくり	都市づくり 安全、安心に暮らせる 都市づくり
土地利用・市街地整備					
土地利用区分					
商業系土地利用	○				
工業・産業系土地利用		○			
住宅系土地利用	○		○		
農業・自然系土地利用				○	
拠点整備					
中心拠点	○				
産業拠点		○			
交流拠点	○				
地域コミュニティ拠点			○		○
土地区画整理・地区計画等の活用		○	○		
都市基盤施設整備					
道 路					
広域幹線道路	○	○	○	○	○
市内幹線道路／構想道路		○	○	○	○
生活道路			○		○
歩道・自転車道	○		○	○	○
公共交通					
都市・地域間交通	○		○	○	
地域内生活交通			○	○	
交通結節機能	○		○		
公園・緑地		○	○	○	○
下水道・河川等				○	○
その他の都市施設等	○	○		○	
都市環境形成等					
都市景観	○	○	○	○	
公共公益施設・住宅			○		○
脱炭素・資源循環				○	
環境衛生				○	
防災・安全					○
広域連携	○	○			

I 分野別の基本方針に関する基本的な考え方

都市づくりに関する「土地利用・市街地整備」、「都市基盤施設整備」、「都市環境形成等」の3つの分野に関する基本方針を定めるにあたり、これからの取り組みの方向性の基礎となる「基本的な考え方」を示します。

1. 土地利用・市街地整備

(1) 土地利用

- 「都市活力の持続・創出に欠かせない都市的土地利用」と「豊かな恵みと地域独特の風土や魅力を生み出す自然的土地利用」を、それぞれの特徴を活かしながら、市民生活、産業・経済、環境のバランスを考慮した上で、計画的な土地利用を図ります。
- 人口減少や少子高齢化などの時代の潮流を踏まえ、JR3駅を中心としたまとまりのある土地利用を基本に、市街地の規模の適正化と地域の実情に適した柔軟な土地利用の展開を図ります。
- 豊かな自然環境の中に広域幹線道路、総合大学、スポーツ・文化施設、道の駅など近隣にはない優れた都市的機能があることから、これらの強みを活かした東金ならではの土地利用の推進を図ります。

(2) 市街地整備

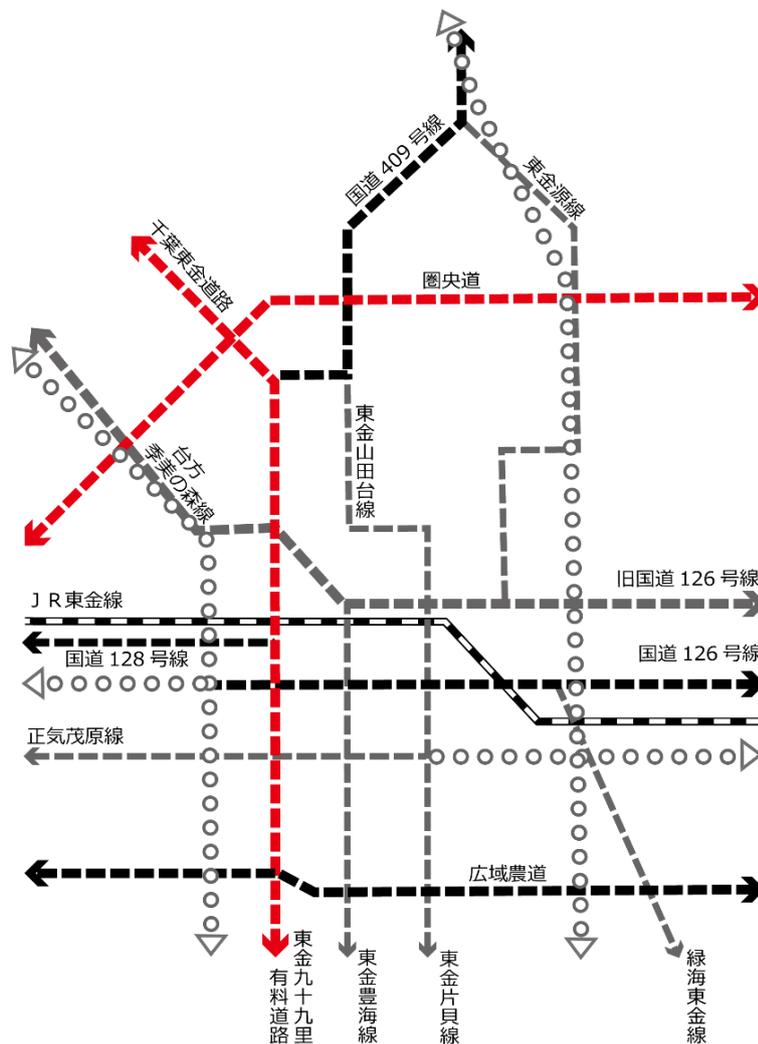
- 必要な都市機能の集積と魅力的な核施設の融合により、多くの人々が集い、活気があふれ、そして居心地の良い時間を過ごせ、何度でも訪れたい環境の整った「拠点」づくりを進めます。
- 都市の活力の源となる人・モノ・資金を呼び込むために、既存工業団地の機能強化と進出意欲のある企業の集積促進により、地域の雇用拡大と地域産業の活性化につながり、様々な分野で好循環を生み出す、稼ぐ「拠点」づくりを進めます。
- 住み慣れた生活圏において、安心して暮らし、必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、様々な地域の資源を活用し、地域の特色を生かしながら、市民の交流や地域づくりを高められる「拠点」づくりに努めます。
- 魅力的な都市づくりに向けて、地域のまとまりや周辺環境への影響、既存社会資本ストックや低未利用地の有効活用など地域の実情に応じた様々な整備手法を選択しながら、真に必要な市街地整備のみを進めます。

2. 都市基盤施設整備

(1) 道路

- 将来都市構造を踏まえ、道路それぞれの機能や役割を明確にし、階層性のある道路ネットワークの構築により、都市の骨格形成を図ります。
- 広域的な都市間の交流・連携の促進や防災力の向上に向けて、広域幹線道路の積極的な活用とともに、中心市街地から延びる放射状道路の機能強化を促進します。
- 円滑で安全・安心な交通環境を形成するため、移動しやすい市内幹線道路ネットワークの整備をはじめ、暮らしに密着した生活道路、歩行者等の安全に配慮した道路空間づくりを進めます。
- 効率的かつ効果的に道路ネットワークを整備するため、交通需要に合わせた道路計画づくりや、道路施設の長寿命化に向けた維持・管理に取り組みます。

道路ネットワーク図



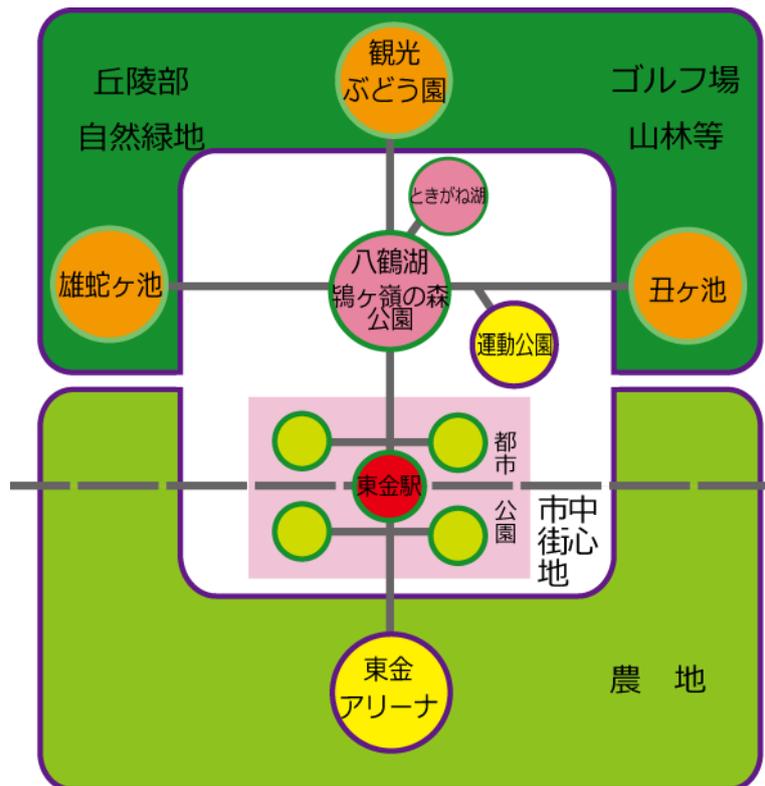
(2) 公共交通

- 持続可能な公共交通システムを構築するため、基幹的な公共交通を維持・充実させ、機能・役割を明確化した地域内の公共交通ネットワークの再編に取り組み、利用実態に応じた効率化を図りつつ生活交通を維持していきます。
- 乗り継ぎの利便性、快適性ととも、都市の効率性を高めるため、鉄道駅やインターチェンジ周辺を交通結節点と位置付け、モーダルコネクト[※]の取り組みにより、誰もが移動しやすく、外出意欲の高まる公共交通環境を創造していきます。
- 「コンパクトな都市づくり」を意識し、超高齢化社会への対応と環境負荷の低減を図るため、過度な自家用自動車の利用から公共交通への利用転換を地域と一体となって促進します。

(3) 公園・緑地

- 市民の憩いの場、生物の多様性の確保、地球環境や景観への配慮など市民に潤いと安らぎを与える多面的機能を発揮する公園・緑地を機能や役割に応じて適正に配置し、整備・充実により、緑の骨格形成を図ります。
- 八鶴湖や雄蛇ヶ池、日吉神社、東金ぶどう郷など本市が有する豊富な歴史・自然的資源を緑で引き立て、歴史・文化の薫る都市のイメージづくりを緑で演出していきます。
- 丘陵地から田園地域に広がる豊かな自然環境の保全・活用と市街地内の緑の創出や河川・水辺空間の整備により、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 身近な緑の空間づくりに向け、市民ニーズに対応した公園計画づくりや、公園施設の長寿命化に向けた維持・管理を進めます。また、市民や事業者と連携しながら、都市の緑化と保全に取り組みます。

水と緑のネットワークのイメージ図



(4) 下水道

- 市域の汚水処理施設の整備率を向上させ、全ての市民の方々が、快適な汚水処理ができる住環境の構築に取り組みます。
- 持続可能な汚水処理システムの構築に向けて、日常の維持管理や施設の老朽化対策等について、適切かつ合理的な整備・管理手法により計画的に取り組みます。
- 公共用水域の保全を下水道など市が運営する事業のみならず、個人で管理する合併処理浄化槽への支援も含め、適切な汚水処理施設の水処理機能を維持し、良好な水環境の創造を推進します。

(5) 河川等

- 真亀川をはじめとした河川空間は、自然資源として保全を図るとともに、水質の浄化や景観に配慮した良好な河川環境の保全・復元により、市民に親しまれる親水空間づくりに努めます。
- 水害から市民生活を守るため、県とも連携し、河川改修や市街地排水の改善、公共下水道の適正管理等を行い、総合的な治水対策の強化を図ります。

(6) その他の都市施設等

- 公共下水道を除いた供給処理施設や火葬場については、効率的で効果的な行政サービスを提供するため、周辺市町と連携し、適正な処理環境や事業運営の構築を促進します。
- これからの都市づくりをけん引する情報通信環境の整備を、様々な環境、あらゆる場面で、必要な情報が手に入れられるように環境を整え、市民生活の利便性向上を図ります。また、データの蓄積・利活用による新たなサービスの提供に積極的に取り組みます。

3. 都市環境形成等

(1) 都市景観形成

- 活力を映し出す産業景観、にぎわいの商業地や快適な住宅地の景観、歴史や文化を感じられる景観、来訪者にとって都市の顔となる沿道景観など、土地利用と連動した景観形成の充実を図り、個性を感じる魅力的な街なみの形成に努めます。
- 各地域が持つ歴史や文化、自然、伝統などを尊重しながら、東金の風土から培われた景観資源の有効活用を図るとともに、これらを東金の財産として守り、次世代に継承していきます。
- 本市の地形的特徴などを活かした豊かな自然景観を、将来にわたって維持していくとともに、これらの景観資源を活かした都市づくりに努めます。

(2) 公共公益施設・住宅

- 公共施設等は、東金市公共施設等総合管理計画※に基づき、維持管理、修繕・更新を計画的に実施し、財政負担の平準化と公共施設等の全体最適化を推進します。
- 移住・定住人口を確保するため、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応した住まいづくりを促進します。
- 安全で安心して暮らせる住まいづくりに向けて、住宅の耐震化や不燃化の普及、住宅のバリアフリー化等の環境整備や住宅供給など必要となる支援に取り組みます。
- 脱炭素・循環型社会の構築に向けて、環境に配慮した住まいづくりを促進します。

(3) 脱炭素・循環型社会

- 「コンパクトな都市づくり」を意識し、自家用自動車に過度に依存しなくても生活しやすい都市構造への転換を進めるとともに、都市づくりの各分野で温室効果ガスの排出抑制に向けた様々な取り組みを展開し、脱炭素社会の構築を図ります。
- 省資源化と環境負荷の低減を図るため、都市づくりの各分野において3R(リデュース※、リユース※、リサイクル※)の取り組みの導入や健全な水循環システムの構築へ向けた様々な事業展開により、循環型社会の構築を図ります。

(4) 環境衛生

- 空気のきれいさ、水のきれいさ、街の静けさや清々しさを確保するため、公害対策、環境保全対策等の実施により、市民の快適で良好な生活環境の確保に向け取り組みます。

(5) 防災・安全

- 市民が安心して暮らせるよう、災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災面に配慮した都市施設整備や地域防災力・災害対応力の強化など、様々な都市防災対策を推進します。
- 交通事故や地域の身近な犯罪、道路や公園等での事故などを防ぎ、日常生活上の安全性を高め、市民が地域の中で安全・安心に、そして快適に暮らせる環境を実現していきます。

(6) 広域連携

- 広域幹線道路を活用した九十九里地域の発展とにぎわいを創出するため、産業、観光、地域振興、防災など都市づくりの各分野において国や県との緊密な連携や周辺自治体との相互理解と協力の下、広域都市圏による取り組みを活発化し、持続可能な都市の構築を図ります。

Ⅱ テーマ別都市づくりの基本方針

「Ⅰ 分野別都市整備方針に関する基本的な考え方」を踏まえ、5つの観点から本市の都市づくりの基本方針を以下のように定め、また、これらの基本方針を補完する共通の視点を持ちながら、持続可能性を高めつつ、未来に向けた都市づくりを総合的に進めていきます。

都市づくりの基本方針

1. にぎわいと魅力を生み出す都市づくり
2. 産業集積と発展に向けた都市づくり
3. 誰もが移動しやすく快適に暮らせる都市づくり
4. 人や環境にやさしい都市づくり
5. 安全、安心に暮らせる都市づくり

【基本方針を補完する共通の視点】

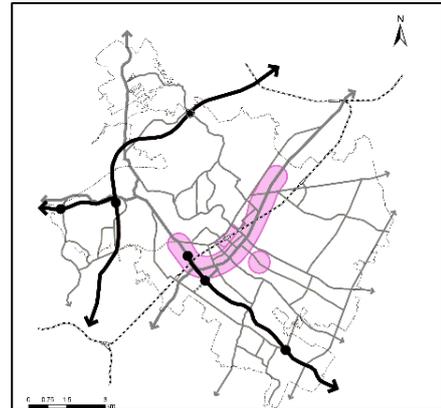
「新しい価値を生み出す技術革新への対応」について

上記の5つの都市づくりの基本方針を補完する共通の視点として、Society5.0[※]で実現する社会、つまりスマートフォンなどのデバイス（端末）や「モノ」のインターネット化（IoT[※]）技術の進展、情報通信技術（ICT[※]）やビッグデータ[※]を活用したサービスの進展などは、これまでの社会課題を解決し、新たな価値創造を生み出す可能性を秘めています。

このような技術革新により、これまでの働き方、生活の仕方、住まい方等は日々変化を続けており、様々な分野で展開されている技術革新を常に意識し、さらなるデジタル化の進展に対応した都市づくりをしていくことが必要です。

1. にぎわいと魅力を生み出す都市づくり

持続的な都市の活力の維持・創出や、住み続けた
い、住んでみたいと考える人のニーズに対応した効
率的で生活利便性の高い都市とするために、市街地
における都市機能の一定の集積や都市基盤の整備等
を行います。また、交流施設等の都市的資源も活用
しながら人、モノ、情報が活発に行き交う環境を整
えていきます。



(1) 土地利用・市街地整備

1) 中心拠点の利便性向上

JR東金駅を中心とした基盤整備の整った市街地エリアの中心拠点では、その利便性を高めるため、商業をはじめ医療、福祉、行政サービス等の多様な都市機能について一定の集積を図ります。病院や買い物など様々な都市サービスを受けやすくし、土地の合理的な利活用を図るため、土地の高度利用や建物の共同化などエリアマネジメントとして「立地適正化計画[※]」等の導入なども検討しながら、居住や日常生活に必要な利便施設等の立地に努めます。

また、身近な生活サービス機能等に加え、広域的な交流やにぎわいを創出する大型商業施設や専門店の立地など複合的な土地利用や多様なライフスタイル[※]に対応した生活環境の形成、道路・交通環境の整備などにより、市内外の人にとって魅力ある都市空間の形成を図りつつ、求心力を高めていきます。

2) 活力ある中心市街地

JR東金駅を中心に国道・県道で囲まれたエリアでは、人が集まり活力のある都市とするため、駅周辺整備など交通結節機能の強化をはじめとした交通環境の改善や地域の核となる商業機能や業務機能、また、それらと調和した中層の都市型住宅の立地誘導など、複合的な土地利用によりにぎわいづくりを増幅させるとともに、歩いて楽しい空間、若者が溜まれる場の提供など都市インフラ[※]の再整備を行いながら、駅東西エリアそれぞれの歴史、文化、商店街の景観などを活かした回遊性の高い商業環境を創出し、魅力ある中心市街地の再生を図ります。

しかし一方で、駅西側の既成市街地は、面的な整備も困難な地区で、土地利用の転換にはかなりの時間を要することから、スクラップ・アンド・ビルド[※]型の市街地ではな

く、古いものを活かしながら、時代のニーズに合わせて、「街をつかいたおす」ことで価値の向上を図るエリアとします。そこに、多数の人がつどい、つながることを契機にアクティビティが起こり、継続され、循環しながら持続的に更新が進み、多様性のある市街地として再生を図ります。

また、人口減少が進む中では、土地需要の低下や事業者の開発意欲減退などにより都市内部で空き地・空き家等が時間的・空間的にランダムに散在し、増加を続ける「都市のスポンジ化」の進行による都市環境の悪化等が懸念されます。中心市街地で虫食い状に存在する小規模駐車場などの低未利用地については、地域特性や周辺環境との調整を図りつつ、街のにぎわいや交流の場としての土地利用を促進するための取り組みを検討しながら、将来的な土地利用転換を通じた都市機能の集積促進につなげていきます。

さらに、空き家、空き店舗等既存ストックの活用に向けては、東金市空家等対策計画に基づいた必要な措置を講じながら、市街地の活性化に向けた取り組みを継続していきます。

3) 幹線沿道のにぎわい創出

広域幹線道路となる国道126号沿道は、にぎわいのある都市空間の創出を図るため、沿道サービス型の商業施設、業務施設等の立地を沿道後背地の土地利用に配慮しながら、誘導していきます。沿道における都市サービス機能の充実・強化が本市の元気、活性につながっていくよう、比較的規模の大きい商業施設の立地も許容しつつ、道路交通環境との調整をしながら、市民や道路利用者の利便性を高めていきます。

また、産業、観光面との連携にも留意しながら、複合的な機能を有するにぎわい空間の創出に向けた土地利用により、沿道サービスのさらなる機能強化を図ります。

4) 交流拠点の形成

道の駅 みのりの郷東金周辺や東金アリーナ周辺は、市民に親しまれるとともに、市内外からの来訪者をひきつけるため、四季折々の季節感の演出や地域ブランドの発信、或いは、年間を通じて楽しめる各種イベントの開催などを大学生の活用や民間企業とも連携しながら、それぞれの拠点が持つ強みを活かして広域的に人、モノ、情報が集積・交流する魅力あふれる交流拠点として形成を図ります。

特に、道の駅 みのりの郷東金では、「道の駅」のネットワークを活かした情報発信や地域農業・観光とも連携し、また、東金アリーナでは、スポーツツーリズムやトップアスリートとのふれあい等スポーツを通じた交流の場を提供しながら、核施設を中心に地域活性化に向けた取り組みを推進していきます。

第3章 全体構想

これら交流拠点での市民の交流や産業活動などが、市全体のにぎわい創出に波及し、他の拠点や既存施設との連携により、点が線となり、さらには周辺都市とのつながりも視野に入れた様々なネットワークづくりの検討を行い、回遊性のある都市空間の創出を図っていきます。

また、公共施設の再編・再配置を含めた既存施設の再整備や1つの公共施設に複数の機能を盛り込む多機能集約化、或いは、供用廃止施設の民間活力の導入など様々な検討をし、新たな交流とにぎわいの場の創出をしていきます。

(2) 都市基盤施設整備

1) 交通環境の利便性向上

都市のにぎわいを創出するためには、通勤、通学をはじめ多くの人に公共交通の利用を促し、中心市街地に人の流れを生み出すことが不可欠です。

基幹交通の役割を担う鉄道は、市民生活の向上や経済活性化の鍵を握る重要な大量輸送機関であることから、利便性の向上を図るため、JR東金駅自由通路の整備や駅施設のバリアフリー対策などを進めるとともに、鉄道輸送能力の向上のため、運行ダイヤの充実などについて関係機関への働きかけを継続していきます。また、中心市街地の将来の姿や利用者ニーズなどを踏まえつつ、将来的に訪れる機能更新の機会を見据え、駅舎や改札の在り方についても検討していきます。

駅周辺では、鉄道と路線バスなど公共交通同士の乗り継ぎや自動車・自転車などと公共交通との乗り継ぎ（パーク&ライド[※]）など様々な乗り継ぎ拠点の整備や駅前広場、駐車場・駐輪場などの整備・改修を各種民間事業者とも調整を図りながら総合的に推進します。

また、それらへのアクセス路については、居心地が良く歩きたくなる歩行空間、安全で快適な自転車走行空間となるよう改善・形成を図ります。

2) 道による交流ネットワークの形成

物資の流通や人の交流の活性化を促す交流ネットワークを形成するため、首都圏中央連絡自動車道の整備を促進するとともに、都市間交流を担う広域幹線道路を活用した機能的な道路ネットワークを構築しつつ、地域振興や交通円滑化のためのスマートインターチェンジ[※]の整備に向けた取り組みを推進します。

また、市街地交通の円滑化を図り、効率的な都市活動を支え、拠点相互の有機的な連携を図ることとなる、JR東金駅周辺の市街地から延びる国道126号の4車線化延伸や国道128号のバイパス化など放射状道路の整備を促進します。

3) 中心拠点の新たなにぎわい創出

都市の活力や競争力をけん引する拠点として生活利便性の高い市街地形成を図るためには、商業業務施設など都市機能の集積に加え、東金ならではの質の高い憩いの場を提供できるよう、娯楽、文化、芸術等をはじめとした充実した余暇を過ごすことのできる環境の確保とそれらを彩る街路・公園など、新たなにぎわい創出に寄与する施設の再整備・誘致を行います。なお、都市構造の強化に資する集客施設については、周辺環境等への影響や中心拠点の位置付けなどを考慮しながら、適切に誘導します。

また、賑わい創出には、誰もが、いつでも、どこでも、ICT^{*}を利活用し情報にアクセスできる環境が不可欠となっており、公共施設等での公衆無線LANサービスを進めていくなど、民間の技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら整備促進を図っていきます。

(3) 都市環境形成等

1) 本市の顔となる街なみの形成

JR東金駅周辺は、本市の顔にふさわしい街なみとするため、公共施設のみならず、個々の建築物を含めて、街なみの連続性や統一性などに配慮しながら、歴史・文化・自然を素材に懐かしさと斬新さが融合した個性豊かな景観形成に努めます。特に駅を降りるとその正面に広がる丘陵地の緑は、他の都市にはない東金を印象づける特徴であり、市街地における緑の質の向上や量的な充足率にも配慮しながら、適切な維持管理を促し、都市の快適性の確保に努めます。

また、国登録有形文化財となる建造物等の保全により、残された歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、それらを活用することで新たな都市文化を創造し、中心市街地近傍に点在している史跡等とともに観光資源として活かしていきます。

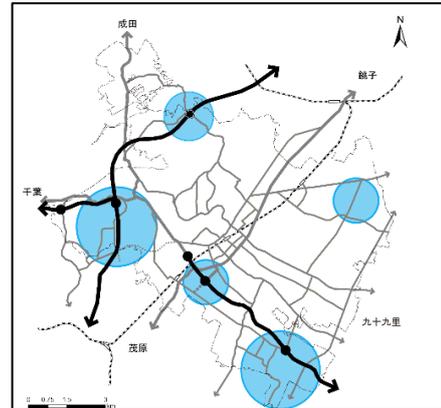
幹線道路沿道については、にぎわいのある商業空間や夜間景観の創出を図るため、照明灯、ガードパイプなどの土木構造物について景観に配慮した整備に取り組むとともに、電線類や電柱、屋外広告物など沿道景観を阻害する要因の改善に努めます。

2) 都市交流による魅力づくり

交流拠点における都市間の交流を促し、さらなる魅力的な都市空間としての演出を図るため、本市の立地環境や既存ストックを活用しながら、産業、観光、スポーツなどの各分野で周辺都市や圏域を越えた取り組みを、相互理解と協力の下、官民が一体となって、人とのつながりや新たな枠組みの構築に向けて取り組みます。

2. 産業集積と発展に向けた都市づくり

産業に活力を与え、発展させるために中心的役割を担う区域での集約的な土地利用を図ります。既存工業団地では、施設の維持・強化を促すとともに、インターチェンジ周辺では多様な産業を意識した企業誘致により新たな産業を創出します。これらを有効活用するために、広域道路ネットワークの充実を図ります。



(1) 土地利用・市街地整備

1) 新たな産業拠点の形成と産業振興

広域幹線道路の東金インターチェンジ周辺等においては、その立地優位性を活かし、製造業、流通業務等の立地需要を踏まえながら、良好な自然環境の保全や営農環境、周辺道路への交通負荷等を考慮のうえ、市の発展につながる工業系・産業系の土地利用を誘導します。

新たな産業拠点では、本市が人口減少局面にあっても経済的な発展が可能となるよう、成長分野における新産業や新技術への対応、或いは、地場産業や地域資源を最大限に活かしつつ、教育機関の多い東金の地域特性を活用した企業や大学などとの産学官連携により、多様な産業の受け皿づくりができる土地利用を土地区画整理事業[※]や地区計画などの活用も含め検討していきます。

さらに、本市産業の振興や移住・定住の促進につながる就業の場の確保に向け、新たな事業者の進出や立地への支援などを積極的に行い、産業の集積による拠点化を推進します。

また、新事業を創出し、新たな事業分野への参入・チャレンジしようとする起業家に対し、資金調達や情報提供など個々の事業ニーズに応じた支援を検討します。

2) 既存工業団地等の保全・育成

千葉東テクノグリーンパークや小沼田・東金工業団地をはじめとした既存工業団地等では、高い生産性や付加価値、競争力などを生み出すことができる、生産、研究開発、流通業務機能が集積され、良好な操業環境が形成されています。引き続き、周囲の自然や住宅地等との調和に十分留意しながら、その操業環境の保全や用途の専用化、機能の維持に取り組みます。

また、産業拠点のさらなる発展を促すため、老朽施設の機能更新や市内立地企業の事業拡大への支援、未利用地の利活用の促進など産業集積地の保全・育成を進めます。

(2) 都市基盤施設整備

1) 道路ネットワークの充実

首都圏中央連絡自動車道の県内全線開通による波及効果を受け止めるため、既存の国道・県道の機能充実を促進するとともに、物流の迅速化に直結するスマートインターチェンジ[※]の整備を推進します。

また、効率的な産業活動を支え、災害時の物流の道を確保するため、拠点相互、市内各地や広域幹線道路に連絡する市内幹線道路の整備によるアクセス性を高めるとともに、構想道路の実現化に向けた検討もしながら、道路ネットワーク機能のさらなる向上を図ります。

2) 都市緑化の促進

都市の緑を保全・創出し、緑あふれる良好な都市環境の形成を図るため、沿道の景観への配慮や隣接する住宅地への緩衝機能の充実を図りながら、企業などと市が協力・連携して緑化対策に取り組みます。

3) 次世代技術への対応

近年、IoT[※]、ロボット、人工知能(AI[※])、ビッグデータ[※]といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、これらの技術を企業活動や生産活動などあらゆる場面で取り込んでいくことが求められています。こうした次代の技術革新に的確に対応するための環境整備や基盤整備の促進に努めます。

また、子育て、介護等により、会社での勤務が困難な人たちによる「時間や場所にとられない働き方」や感染症対策等への対応を図るための「新しい働き方」など、社会情勢の変化による企業の多様な働き方への対応を図るため、ICT[※]の活用を積極的に促進します。

(3) 都市環境形成等

1) 周辺環境と調和した産業景観づくり

インターチェンジ周辺での新たな工業地・産業地の形成や既企業団地等の景観の維持・保全にあたっては、豊かな自然環境と人工造形物とが調和するよう、立地企業などと協

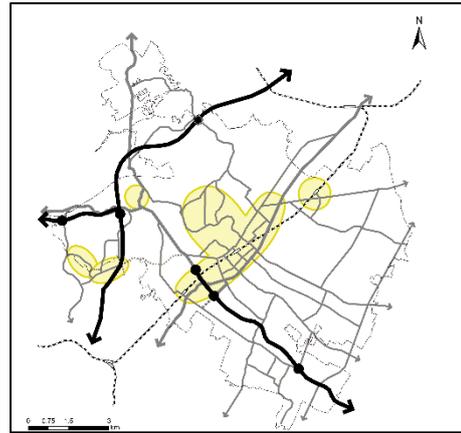
力・連携し、地域ごとのルールを定め、統一感のある産業地景観としての魅力づくりを図っていきます。

2) 広域連携による取り組み

首都圏中央連絡自動車道等を活用した広域的な交流や産業振興の発展に寄与する産業交流軸の形成を図るため、土地利用関連計画への位置づけや産業振興などに関して、県との緊密な連携や周辺自治体との定期的な情報交換・共有を進めます。

3. 誰もが移動しやすく快適に暮らせる都市づくり

市街地に集積された一定の都市機能を居住場所に関わらず享受できるように、地域と市街地を連絡する公共交通網の再編、生活道路の充実、ユニバーサルデザイン[※]の導入等により交通利便性の向上を図ります。また、住環境の維持・更新や住宅密度に応じた基盤整備等により、快適に暮らせる住宅地の形成を図ります。



(1) 土地利用・市街地整備

1) 良好な住環境の維持・形成

市街地ゾーンに広がる既成住宅地は、地区の形成経緯や都市基盤整備の状況なども踏まえ、良好な住環境を維持・形成するために、低層住宅を基調とした地域の特性に応じた土地利用展開を図ります。

都市基盤整備が整った低層戸建て等を主体とする住宅地では、高さや用途の混在しない低密度な土地利用を誘導し、ゆとりある敷地の維持や緑化に努め、良好な住環境の保全を図ります。

中心拠点周辺の住宅地では、住宅を主体としつつも、中小規模の店舗や事務所など住宅以外の用途も許容し、既存の都市ストックを活用しながら、拠点に近接する地域特性や公共交通の利便性を活かし、多様なライフスタイル[※]を可能とする居住環境の形成を図るとともに、戸建て住宅や中層程度の集合住宅などが調和した良好な住宅地の形成を図ります。

また、旧国道126号沿道などの昔ながらの住宅地のうち、面的な整備が困難で住宅が密集している地区では、住宅の建て替えや用途変更等の機能更新時などの機会を捉え、用途混在の防止、オープンスペースの確保や緑化、生活道路の整備や狭あい道路の解消など生活環境の改善に努めながら、土地利用の転換を図っていきます。

住宅ストックの余剰などの社会的な変化を背景とした市街地全体に広がる空き家の増加は、都市の価値・魅力の低下や居住環境の悪化につながることを懸念されるため、その発生予防や適切な維持管理を促進します。また、事業者等との連携を図りながら、様々なまちづくり分野での活用につながるよう、空き家等の既存ストックのマッチングなどを促進し、良好な生活環境の創出に取り組みます。

2) 郊外市街地の保全・充実

計画的に開発された郊外の市街地については、地域特性や利用者ニーズに応じた移動手段により駅周辺へのアクセスを確保し、周辺の自然環境と調和した緑豊かな住宅地として保全・充実を図るため、地区にふさわしいきめ細かなルールを定める地区計画制度[※]等により、魅力ある街なみ形成と快適な住環境の維持を図ります。

また、団地造成後も長期間利用されていない状況となっている未利用地については、新しいコンセプトを取り入れた住宅(環境に配慮した住宅やテレワークに対応した住宅)など、付加価値の高い優良な住宅地として形成を促します。

一方、高齢化が進む低密度な住宅団地では、交通や買い物等日常生活への悪影響も懸念されることから、地域の実情や住環境への影響などを考慮しながら、都市計画制度の適切な運用に努めます。

また、JR求名駅周辺では、駅に近接する移動のしやすさ、立地環境を活かした計画的な土地利用の誘導をするため、土地区画整理事業[※]等を活用した新たな住宅地の創出に向けた検討に努めます。

3) 未整備区域における良好な住宅地形成

中心市街地周辺において、計画的な市街地形成を図るとした都市基盤が未整備な区域では、市街化の進展により生活環境の改善や防災性の向上など、都市としての改善の余地を多く残しています。

人口減少社会に突入した局面においても、持続可能性の高い都市として移住定住者や郊外からの住み替え等の受け皿づくりを、土地区画整理事業[※]や地区計画制度などの活用と適正な開発行為の誘導により、住宅と農地とが共存できる土地利用を促進していきます。

また、農地が多く点在している地域特性を踏まえつつ、都市の緑空間の確保や創出のために必要な農地の保全を図るなど、これまでにない形態の良好な住宅地の形成を図ります。

特に都市農地は、食糧供給の役割だけではなく、防災、景観・環境形成、農業体験等の交流の場など、都市農業の多様な機能の可能性について、近年、見直しがされており、都市農地は、都市に「あるべきもの」とし、無秩序な開発や土地利用の転換を防ぎつつ、計画的な土地利用を誘導していきます。

4) 子育て世代に魅力あるまちづくり

定住志向を高める良好な住環境を創出するため、郊外住宅団地等での低廉で快適な住環境や田園居住などゆとりある居住の場の形成と特色ある子育て・教育環境を整備する

第3章 全体構想

ことで、若い人たちの多様なニーズとライフスタイル[※]に応じた居住選択が可能となる土地利用を促すとともに、テレワークやローテーション勤務等の「働き方の新しいスタイル」に対応した住まい方の変化にも配慮しながら、子育て世代に魅力があり住み続けたいと思うまちづくりを推進します。

5) 地域の核の創出

都市づくりの目標やめざす将来都市構造の実現を図るためには、都市機能の集積と交通ネットワークの構築による持続可能性の高い都市としていくことが求められます。将来にわたって住み慣れた地域で日常生活を送れるように、既存の生活利便施設や都市基盤などのストック活用を基本としながら、それぞれの地域特性に応じた一定の集積エリアを形成し、維持していくことが必要です。

そのため、地域の自治活動を支える地区公民館を中心に、福祉、医療、教育、子育て支援の各施設が無秩序に配置、建設されることがないように官民が一体となって取り組み、地域振興やにぎわいの場の中心的役割を担う身近な地域の核となるエリアの創出を図ります。

里山・田園地域における「小さな拠点」づくりの取組イメージ



出典：地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き概要版（国土交通省）

(2) 都市基盤施設整備

1) 基幹公共交通の充実

広域的な公共交通ネットワークの形成を促進することは、近郊の都市はもとより、都心との連絡強化にもつながります。ストレスの少ない移動環境の充実は、通勤・通学者、観光客などの利便性の向上や市民の定住志向を高めるとともに、転出者の抑制にもつながります。基幹公共交通として重要な役割を担う鉄道や高速バスについては、利用者ニーズに応じた運行の充実・強化に向けて関係機関への働きかけを行います。

また、それらを補完し複数の交通手段をつなぐ交通結節点となるよう、駅周辺や高速IC周辺の都市づくりと連携し、乗り継ぎ拠点の整備や待合環境の改善策の検討により施設の充実を図ります。

2) 持続可能な公共交通ネットワークの実現

人口減少・少子高齢化が進展する中、公共交通の利用者の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念され、これまで以上に自家用自動車に依存する社会になる可能性があります。

公共交通と自家用自動車は、ともに都市活動や市民生活を支える重要な移動手段であり、これらがバランスのとれた交通ネットワークを形成することが重要です。そのため、市民の身近な公共交通の利便性を高めるとともに、交通が不便な地域や公共交通の維持が困難な区域の対策を図るため、公共交通ネットワークの再編を行います。

市民の誰もが目的地へ円滑に移動できるよう市民ニーズに沿った公共交通網の形成を目指し、歩行者及び自転車、バス、タクシーなどの様々な移動手段に加えカーシェアリング※、超小型モビリティ※などの新たな移動手段の導入も含めた交通ネットワークを検討します。

さらに、公共交通の利用促進策として、駐車・駐輪場施設の整備、ICT※などを活用した移動情報に関する伝達手段を確保するほか、公共交通マップの配布、商業施設・観光施設との連携による利用啓発や潜在需要の掘り起こし、自家用自動車の利用から公共交通の利用へ自発的な意識転換を促すモビリティマネジメント※などに市民・事業者と一体となって取り組み、将来にわたり持続可能な公共交通環境となるよう検討を進めます。

また、市民の身近な生活の利便性・生産性の向上を図るため、市民生活や都市活動に大きな変化をもたらすICT、AI※などの新技術の進展も踏まえ、それら新たな科学技術を活かした次世代交通システムの事業化に向け、実証実験の場などを積極的に提供し、次世代を見据えた交通環境づくりに率先して取り組みます。

3) 移動しやすい道路ネットワークの構築

安全で快適な市民生活を確保し、円滑な交通処理や効率的な都市活動を支えるための有機的な道路ネットワークの構築は、誰もが移動しやすい都市環境形成に向けては重要です。日常の買い物や通勤、或いは、休日のレジャーや旅行など市内各所や周辺都市への人・モノの移動を円滑にし、利便性の向上を図るため、道路それぞれの特性に応じた機能や役割を明確にし、階層性のある道路空間づくりにより、都市の骨格形成を図ります。

観光や物流など都市間交通を担う広域幹線道路や都市内交通の円滑化・効率化を担う幹線道路の整備を促進するとともに、市街地周辺における地区間移動を容易にし、広域的な道路に連絡する構想道路の検討など、国・県への働きかけや周辺都市との連携により、移動しやすい道路ネットワークを構築していきます。

また、幹線道路ネットワークや土地利用、人口の定着状況等を踏まえ、現在未整備となっている都市計画道路の整備を都市づくりと連携しながら進めるとともに、長期未着手となっている路線については、交通需要や市街地形成状況などを見極めたうえで、定期的な見直しを検討するなど、柔軟な取り組みに努めます。

さらに、主要な幹線道路等における街路樹などの緑化や電線類の地中化など、道路空間の質的向上を図ります。

4) 生活道路の維持・充実

地域の利便性を高め、普段の暮らしに密着した身近な道路の安全性、快適性を向上させるため、市民ニーズに応じて市道等の整備・改修を計画的に実施し、生活道路機能の維持・充実を図ります。また、歩道整備や交通規制、学校や子育て支援施設周辺等での交通安全対策などを推進します。

5) 歩行者・自転車の利用環境の整備

国民の長寿化が急激に進み、「人生100年時代」が到来すると予測され、高齢者から若者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会が求められています。長い人生を「健康」で暮らすためには、心身が元気であり続けられることが必要です。

そのため、車を使用しなくても移動しやすく市民の健康増進や疾病予防にも寄与する歩道・自転車道のネットワークを都市づくりに合わせて検討し、安全にも配慮した“ゆとりのある道づくり”に取り組みます。

特に、市内各所にある名所旧跡など歴史、文化にふれあえる地域の特徴を感じられる道や周辺都市と連携し地域の自然や景観をゆったりとしたペースで楽しむサイクルツーリ

ズム[※]への対応など、ストレスから解放され余暇を楽しむことができる利用環境の向上に努めます。

6) 身近な自然とふれあえる環境整備

住宅地における安らぎと潤いのある快適な生活が営めるように、緑や水が持つ様々な機能や役割に注目しながら、公園や緑地の整備、公共施設や民有地の緑化促進、水辺の空間整備などにより、生活環境と身近な自然が共生した環境整備に取り組みます。

市民が身近に感じられる大きな緑の空間は、生活圏にある街区公園や近隣公園などです。誰もが気軽に利用できることを基本に、地域バランスに配慮した適正配置に努めながら、計画的な整備を進めます。

市街地内の緑を創出するため、主要な幹線道路の街路樹や公共施設の緑化、民有地の緑化を進めます。民有地の緑化として生垣等は、“街なかの緑”を強く意識させる重要な素材であり、連続性のある緑は、良好な街並み景観を演出するとともに、優れた防災機能も有していることから、接道部の緑化推進策として地区計画や緑化協定等も活用しながら緑のある空間形成に努めます。

また、市街地の遊休地などを活用した憩いの場、居住空間を守る緩衝帯としての緑地等を、中長期的な整備を目標に、交通計画や空き家対策などとも連携しながら確保に努めます。

このほか、市街地やその周辺に残された樹林や大きな屋敷林、社寺林などについても、市民が身近に自然と接することができる空間として、保全・再生を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

緑とともに都市に潤いと憩いをもたらす大切な空間として水辺があります。八鶴湖、岩川池等市街地に残る美しい湖面とそれを取り囲む樹林が一体となって、良好な風致、景観を呈しており、これら貴重な親水空間の保全に努めます。

(3) 都市環境形成等

1) 落ち着いた街なみの形成

市内の住宅地については、地区ごとの特性に応じて、建築物の高さ、形態・意匠、生垣などについて、地域住民との協働により地区計画制度[※]等を活用してルールを定め、景観の統一性や調和に配慮した落ち着いた街なみとなるよう適切な支援をします。

また、違反広告物の指導や撤去など景観を阻害する要因の除去にも取り組みながら、良好な住宅地の景観づくりに努めます。

2) 子育て環境の整備

人口減少、特に子どもの減少する時代を迎え、子育て環境や教育ニーズの変化等に対応した多様なサービスの提供が求められている昨今、未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

そのため、学校教育施設や就学前児童施設についても、東金市公共施設等総合管理計画[※]の基本的な方針を踏まえ、市民ニーズや人口動向等も見ながら、小中学校の適正配置や幼保再編の検討を進めます。

また、子どもたちが安全で快適な環境で過ごせるよう、老朽化した施設の改修や設備の改善、次代のニーズに即応したICT[※]への対応など学習環境の向上を引き続き推進します。

3) 移住定住の促進

若者や子育て世代の受け入れに向け、本市の住む場所としての魅力や支援策の発信を行うとともに、郊外住宅団地での低廉な住宅や働き方・住まい方の変化に対応した住宅の供給、中古住宅の適正な流通支援、空き家探しからリフォーム・定住まで一貫した居住支援策の充実などにより、多様なニーズに対応した移住定住を促進します。

4) 安心して暮らせる環境形成

子どもや高齢者、障がい者など誰もが住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けることができるよう、公共・公益施設、公共交通、道路空間など不特定多数が利用する施設のバリアフリー環境や点字ブロック等の歩行支援施設の整備を推進し、新たな施設整備にあたっては、ユニバーサルデザイン[※]の導入を図り、誰もが移動しやすく、外出しやすい環境を構築します。

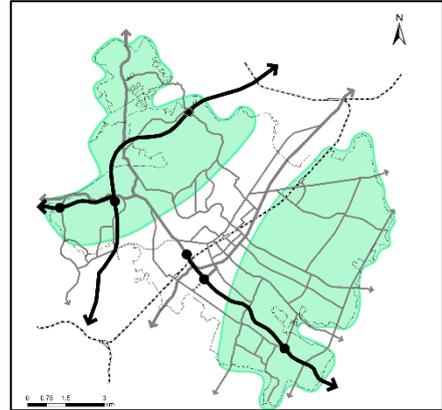
生活のベースとなる住まいについても、家族の見守り、支えあいの力を高められるよう、住宅環境の整備や同居・近居のための住宅支援、或いは、住戸内の段差解消、手すりの設置などの住宅改良支援等により、高齢者、障がい者なども安心して生活することができる居住環境の普及を支援します。

さらに、住宅に困窮する低額所得者の方々に対しては、県とも連携を図りながら公営住宅を供給していきます。既存団地の計画的な修繕や民間賃貸住宅を活用した借上市営住宅を東金市営住宅供給方針[※]に基づき適正に運営管理し、福祉施策とも連携を図りながら、自立して生活できる居住空間を整備していきます。

また、子どもの見守り、高齢者・障がい者等の自立支援や健康管理支援、防犯対策の充実、生活物資の購入支援、家事負担の軽減・時間短縮等、すべての世代が安心して住み続けられる住環境形成に向け、IoT[※]技術等の次世代技術の導入を促進します。

4. 人や環境にやさしい都市づくり

身近な生活空間を将来にわたり良好な環境とするために、公園、緑地の適正配置や里山、田園の活用等により憩いの場の維持・創出を図ります。また、自然に配慮した良好な水環境の維持を図るとともに、脱炭素・循環型社会に配慮した持続可能な都市形成に努めます。



(1) 土地利用・市街地整備

1) 豊かな自然環境の適正管理

本市の約6割は農業・自然系の土地利用で占められています。これらの土地は、農林業等を通して豊かな恵みをもたらすばかりでなく、地域それぞれに多様な姿が存在し、地域独特の風土や魅力を生み出す源でもあります。

丘陵地から田園地域に広がる豊かな緑は、広域的な景観を形成する本市固有の貴重な資源であり、これらの適正管理を図るには、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、都市公園法などの関係法令により、適切な保全と有効活用を図っていきます。

本市の自然環境を印象付ける丘陵地の森林、中でも市街地に隣接する緑地帯は、骨格的緑地であり、環境保全や景観形成の観点からも重要な樹林地として保全に努めます。

水と緑の核となる八鶴湖、雄蛇ヶ池、丑ヶ池などのため池やときがね湖等は、四季折々の多彩な魅力を享受する空間として整備、保全を図るとともに、水辺や緑地、歴史資源などを結びつけるふれあいの道づくりを推進し、水と緑のネットワークの形成、強化に取り組みます。

また、真亀川をはじめとする河川等の水辺空間では、自然環境や動植物の生息・生育環境を保護・保全し、自然護岸の確保など水辺の空間づくりにも配慮しながら、流域全体で健全な水循環システムを構築し、その維持・保全を図ります。

このように豊かな自然環境の保全・活用は、脱炭素・循環型社会の実現と持続可能な都市形成を図るための基礎であり、市民・事業者などと一体となって全市的な視点からの都市環境形成に取り組みます。

2) 森林・里山の保全と活用

丘陵地の森林、里山の緑は原風景を構成する貴重な財産であり、これらの有効活用を図るため、荒廃した森林への対策として森林所有者に対し枝打ち、間伐、植林などを促し、価値ある森林づくりを進めるとともに、森林の有する木材生産などの機能と水源涵養、災害防止、環境保全などの機能との調和が図れるよう、良好な森林の維持・保全に努めていきます。

また、健全な水環境の源となる森林の谷間に入り込む谷津田や湧水、小川などの自然環境の保全を推進し、里山の環境づくりに取り組みます。

里山地域に点在する集落については、既存の里山風景を維持しながら、自然との調和に配慮した住環境の維持・向上を図るとともに、周辺の自然環境の保全を前提に、森林体験等里山ならではの都市との交流事業の展開、地域コミュニティの維持、郊外の緑豊かな自然環境のもとに生活したいという移住ニーズなどを捉えながら、地域振興に資する土地利用を図ります。

3) 農地・田園の保全と活用

平野部に広がる田園等豊かな農地は、本市の産業を支える農業生産基盤となっており、農地・農村環境整備の推進により、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を進め、地域農業の振興に不可欠な優良農地を確保しながら、良好な営農環境の形成を図ります。

また、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全を図るとともに、耕作放棄地や未利用地の解消に努めます。これら農地の有効利用に向けては、それを支える意欲ある担い手を確保・育成し、農業生産力等を強化するとともに、多くの市民の方々が農業の楽しさを感じられる取り組みの実施に向けて、普及活動等を地元大学とも連携しながら進めていきます。

田園地域においては、農地の持つ食糧生産機能に加え、貯水・貯留、水質浄化などの多面的な機能の維持と環境に配慮した農業への取り組みの促進などにより、良好な自然環境を維持する役割も担う優れた農業地域の形成を図ります。

また、田園地域に広がる集落については、田園と住まいが一体となった農村環境の維持・向上を図るとともに、周辺の自然環境の保全を前提に、市民農園や農業体験等を通じた都市との交流事業の展開、地域コミュニティの維持、農業や新たな産業の担い手の定住など、地域振興に資する土地利用を図ります。

(2) 都市基盤施設整備

1) 環境に配慮した移動手段の選択

地球温暖化[※]対策の一環である温室効果ガスの排出抑制に向けて、自家用自動車への過度な依存を改善するため、鉄道や路線バスなど公共交通の運用サービスを向上することにより利便性を高めながら、拠点や地域間相互をつなぐ最適な移動交通手段を選択できる環境を整備することで公共交通ネットワークの充実を図ります。

併せて、中心市街地や生活圏では、徒歩や自転車が利用しやすい環境を整備することにより、短距離での自家用自動車の利用を抑制するとともに、公共交通への自発的な意識・利用変化を促すモビリティマネジメント[※]施策にも取り組みながら、環境に配慮した移動手段への転換を促進します。

また、地球環境に配慮したエコカー[※]の普及促進や、技術革新による新たな移動交通手段の導入検討など、環境負荷の少ない交通環境を創造していきます。

2) 道路整備による交通の円滑化

自動車交通による温室効果ガスの排出量を抑制し、環境への負荷の低減に向けて、幹線道路網の整備や交差点改良等により、交通渋滞・混雑の緩和や走行性の向上を図り、道路交通の円滑化を推進します。

また、環境にやさしい移動手段である自転車利用・活用を促進するため、自転車走行空間の確保に努めるとともに、レンタサイクルの導入やJRと連携したイベント拡充の検討など自転車利用の環境整備を支援します。

3) 緑の利活用と保全

ヒートアイランド現象[※]や地球温暖化が顕著化・深刻化するなか、都市における緑の役割が重要視されています。都市の緑、身近な緑としての公園や緑地は、市民の憩いの場、レクリエーションの場や多様な生物の生育の場であるとともに、防災、防風、騒音防止など多様な機能により、市民の生活環境を守る防壁としての機能も有しています。

全市的な視点に基づく緑の配置や整備、自然環境保全、緑化の充実などに関する方針（緑の基本計画）を定め、それらの方針に基づいた総合的・体系的な施策、事業の展開を都市経営の観点も入れながら進めていきます。

街区公園や近隣公園などは、“行ってみたい、遊んでみたい空間”を増やすため、子どもたちや地域のニーズを取り入れ、市民の利用促進につながる工夫をしながら、地域バランスに配慮した計画的な整備を進め、魅力向上を図ります。また、安全・安心で快適

第3章 全体構想

な公園として利用できるよう、施設の定期的な点検、老朽化した遊具等施設の適切な更新や長寿命化対策[※]にも取り組みながら、引き続き適正な維持・管理・保全を行います。

大きな公園は、本市のシンボルになり、「憩いと潤いの場」であるとともに、多くの人が集う「にぎわいの場」でもあります。公園ごとの施設内容や機能特性、地域性などにも配慮しながら、多様な機能を発揮する都市公園としての活用を推進します。

そのほか、市街地や集落の遊休地などを活用した憩いの場、多目的利用が可能な広場やポケットパーク等を、中長期的な整備を目標に、空き家対策などとも連携しながら確保に努めます。

緑の連続性としては、主要な幹線道路の街路樹や公共施設の緑化、民有地の生垣など施設等の緑化に加え、河川・水路等の自然的資源や社寺林等の歴史的資源など様々な都市空間を一体的に結びつけます。これらにより形成された「水と緑のネットワーク」を活かし、市民の憩いや交流、散策、レクリエーション、健康増進や生涯学習の場として、水と緑を身近に感じ有効に活用できるよう、“みどり”の整備と保全に努めます。

また、生活に身近な公園等の環境が、よりいっそう地域に親しまれるものとなるよう、市民団体等が主体的に維持管理活動などを行う公園等を増やすための協働関係を築いていきます。

4) 公共用水域の水質保全・向上

生活環境や水辺環境を保全するためには、生活排水や事業排水の適正処理と自然環境が持つ“本来の力”として浄化能力の保全・復元を図り、水環境の好循環が生まれるよう市民生活や社会システムの変化を促していくことが必要です。

快適な生活環境、きれいな川や水路を確保するため、工場や事業所からの水質汚濁物質の排出抑制を推進し、将来的な人口の増減や地域の特性などをみながら、公共下水道（汚水）の整備や合併処理浄化槽の設置促進に取り組みます。また、環境面への効果を積極的にPRし、各家庭や事業所などの水洗化を促進します。

公共下水道や農業集落排水の汚水処理施設は、人口減少局面への対応として、公営企業会計を導入し、的確な経営状況の把握や資産評価などを踏まえ、事業の効率化と投資効果に見合った規模の適正化に向けた検討を進めます。

また、施設全体の管理の最適化を図るストックマネジメント[※]計画と最適整備構想[※]に基づき、施設のライフサイクルコスト[※]の低減と老朽化対策にも取り組みながら、将来にわたり安定した下水道サービスの提供を持続させていきます。

一方、健全な水循環を確保するため河川については、改修の際、周囲の自然環境、生態系に配慮した手法の導入や水質浄化対策などを推進し、良好な河川環境の保全・復元に努めます。

市民に親しまれる水辺空間の創出は、長期にわたるこうした取り組みへの市民・事業者などの理解と協力のもとに成り立つことから、これらの取り組みを計画的・効率的、かつ、継続的に進めることで、公共用水域の水質保全及び向上を図ります。

5) 広域連携による処理施設等の整備・保全

円滑な都市活動を支えるために必要な都市施設である汚物処理施設、ごみ処理施設等について、周辺環境との調和に十分配慮しながら、その整備・保全を行います。

これらの都市施設の管理運営は、効率的で効果的な広域行政サービスの提供を図るため、近隣自治体との連携による広域事業により実施しています。引き続き、適正な処理環境の構築を促進するとともに、施設の計画的な改修や修繕、老朽化対策、周囲への環境保全対策等の実施により、市民の生活環境と公衆衛生の向上を図り、快適な都市環境の形成を促進します。

(3) 都市環境形成等

1) 豊かな自然と文化を感じる景観形成

本市の地形的特徴や地域資源を東金らしい個性として育み、市民や来訪者に快適感や満足感を与えられる都市空間としていくため、丘陵地から田園地域に広がる豊かな森林や農地を美しく豊かな自然景観を形成する本市固有の貴重な資源として、適切な開発誘導などにより、今後とも維持・保全を図ります。

河川や池・沼等の水辺は、朝夕の爽やかさや空気の清々しさを感じられる身近な自然に親しむことができる空間として保全・整備を図り、潤いのある水辺景観の形成に努めます。

また、農村景観としては、農家に残る長屋門などの建築物やまき塀などと周辺環境とが一体となった遠景や眺望に配慮した景色を、地域固有の文化的な景観として維持していきます。

さらに、市内に点在する神社仏閣や社寺林等の歴史や文化を感じさせる特徴ある景観を地域資源として積極的に保全し、都市の魅力づくりに生かす取り組みを強化していきます。

2) 環境にやさしい社会システムの確立

環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会が実現する持続可能な都市づくりに向けては、都市構造の変革を促す土地利用施策や自動車交通の円滑化、公共交通の利用促進などの交通施策とともに、様々な環境施策の展開を市民や民間企業とも連携を図りながら総合的に取り組みます。

再生可能エネルギー[※]の利用促進と省エネルギー対策としては、これまでに導入されてきた再生可能エネルギーの有効活用や官民連携による先進技術の導入に向けた検討などにより、市域での最適なエネルギーシステムの構築に取り組みます。

また、住宅用太陽光発電設備やコジェネレーション[※]システムなどの普及を促進するとともに、建築物の省エネルギー化やエコドライブ、無理のない冷暖房の温度設定等エネルギー消費量の抑制の促進など、再生可能エネルギー等の有効性や地球にやさしいライフスタイル[※]への取り組みについての情報発信・啓発を積極的に進めます。

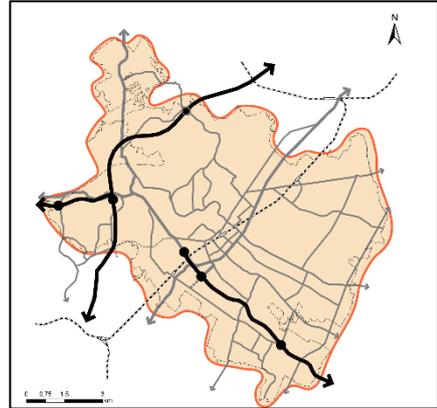
自然環境に配慮した都市づくりとしては、ごみの分別徹底、捨てられている資源の回収、3Rの推進により資源再生利用率の向上を図ります。

また、地場産材の活用や住宅建材のリサイクル材の使用など、資源の有効活用による住宅づくりの促進や建設リサイクル法等に基づき、建設廃棄物の分別と再利用・再生利用への取り組みを推進します。

さらに、身近な生活環境の保全対策として、工場や事業場からの大気汚染物質の排出抑制や騒音・振動・悪臭の発生防止等を図るために事業者への指導等を行うほか、自動車の運転や建設作業等の日常生活から発生する排気や騒音等の公害対策にも取り組みながら、地域環境に多大な影響をおよぼす、ごみなどの不法投棄の根絶に向けた対策を推進します。

5. 安全、安心に暮らせる都市づくり

災害から市民の生命と財産を守り都市機能を確保するために、防災・減災[※]体制の強化・充実や防犯に配慮した環境整備を行います。また、安全・安心に暮らすために、地域コミュニティを単位とした自治活動に寄与する環境整備に努めます。



(1) 土地利用・市街地整備

1) 災害に強い防災・減災まちづくりの推進

大地震や水害などの都市災害に対しては、人々の住まい方や土地利用についても、災害リスクの抑制の観点から、そのあり方の見直しが必要とされており、将来都市構造の実現を目指しながら、市民が安全・安心に暮らしていけるよう、都市の防災性を高めていきます。

地域防災力の向上に向けては、地域特性や役割に応じた、適切な都市計画制限や都市施設の配置のもと、地震等が起こっても壊れたり、燃えたりしない市街地整備を促進しながら、「防災の道」としての道路ネットワークの構築による広域的な支援・受援を可能とする都市基盤の強化などを図ります。

災害被害の軽減に向けては、災害救助や消防活動がしやすく、安全に避難できる環境を整備しながら、災害リスクに関する情報発信や地域防災力を高める様々な手法を組み合わせた取り組みを進めます。加えて、自然の減災機能を最大限に生かせるよう環境の保全にも注力し、「ハード・ソフト」と「都市・人・自然」が一体となった取り組みを、出来ることから、早く、柔軟に、かつ連鎖的に進め、災害の発生頻度や被害の規模を考慮した総合的な対策の充実を図ります。

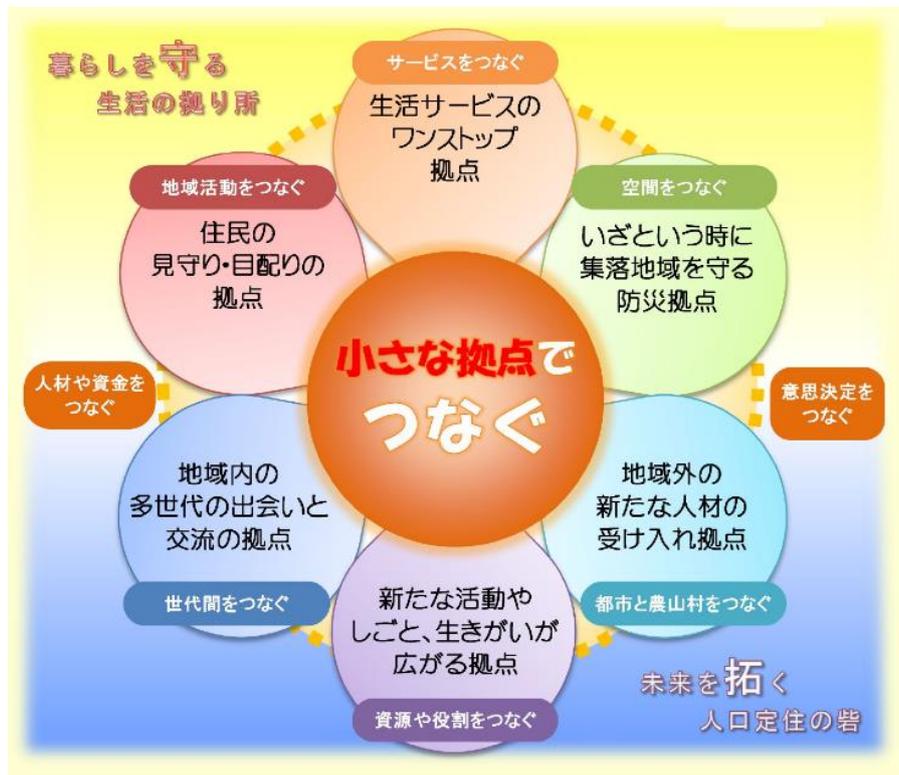
迅速な復旧・復興等に向けては、災害のすみやかな復旧等が行えるよう土地に関する基礎データや都市計画等に関する様々な調査によるビッグデータ[※]を活用し、「都市構造の見える化」を図りながら、復旧・復興につながる計画づくりの検討や、これら「データに基づく都市づくり」により、災害の未然防止につながる土地利用の誘導にも努めます。

これら防災・減災対策を講じた災害に強い都市づくりを進めることは、平常時における日常生活にも、その利便性や快適性をもたらすこととなり、結果、「誰もが住み慣れた地域に住み続けられる」持続性のある都市となります。

2) 地域をつなぐ拠点づくり

高齢者から子どもまでの幅広い世代が集まり、出会い交流し、新たな活動や生きがい
が広がり、いざという時には防災活動の核になるなど、安全・安心に暮らしていくため
の「つながり」を育み・支える仕組みを、それぞれの地域の実情にあったやり方で、地
域の自治活動を支える地区公民館を中心に、福祉、医療、教育、子育て支援などの施設
がコンパクトに集約した生活の拠り所となる身近な地域コミュニティ拠点の形成を図り
ます。

「小さな拠点」づくり



出典：「小さな拠点」づくりガイドブック概要版（国土交通省）

(2) 都市基盤施設整備

1) 道路環境の向上と機能保全

これまで整備されてきた道路施設の老朽化が進行する中、日常生活を支える道路環境の向上と機能保全を図るため、施設の機能や役割に応じて、適切な維持管理を行いながら、計画的な点検・修繕・更新に取り組む「道路施設の長寿命化対策※」を推進します。

また、密集した市街地や農地と住宅との混在が進む地域などでは、幅員の狭い道路が多く存在し、自動車同士のすれ違いに支障をきたすばかりか、一部では緊急車両の通行が困難な箇所も見受けられます。こうした状況の解消を図るためには、市民の協力は不可欠であり、地域の都市づくりや土地利用転換などの機会も捉えながら、計画的な整備・改修をしつつ、安全・安心な暮らしを支える道路網の構築を図ります。

2) 安全性の高い道路空間の整備

渋滞や事故といった道路交通課題などに対応しながら、全ての道路利用者が安全で安心して移動できる道路空間となるよう改善に努めます。道路改修にあたっては、通行車両や歩行者等の安全性を最優先に、快適性にも配慮した道路の計画づくりを行いながら、整備を進めます。

また、自動車走行時の視認性や安全な走行をアシストする、或いは、歩行者・自転車利用者を保護する交通安全施設等の整備・改良を推進し、通学路の安全点検などの取り組みもしながら、行政と地域が一体となって安全性の高い道路空間の整備に努めます。

3) 災害に強い道路網の形成

災害時における避難路確保、緊急活動の円滑化、物資供給、被災後の迅速な復旧等を行うための重要な役割を担っている道路については、災害に強い都市づくりをしていくための生命線であり、予防・保全的な観点からも計画的な維持管理を推進します。

特に、橋梁やトンネル、大規模法面などの道路構造物が被災を受けると、人やモノの流れは寸断され、都市機能が麻ひするばかりか、人命が危険な状態にさらされる恐れもあります。そのため、常日頃からの点検、補修を適切に行うことはもとより、道路機能や役割を安全かつ長期的に発揮できる対策を実施していきます。

また、激甚化・頻発化し、いつ、何時、発生するか分からない災害への備えとして、道路の階層性や担うべき防災機能を明確にしたうえで、避難場所や避難所、公園、市役所、鉄道駅、防災関係機関等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に検討し、緊急輸送道路や避難路の整備等を促進しながら、災害に強い道路網の形成を図ります。

第3章 全体構想

さらに、主要な幹線道路等における街路樹などの緑化や電線類の地中化など、防災空間としての道路の質的向上にも努めます。

4) 土砂災害等に備えた緩衝帯の形成

密集市街地や木造家屋が建ち並ぶなど防災面で危険が大きいと想定される既成市街地においては、都市災害に対する安全度を高めるため、延焼防止機能の役割を兼ね備えた幹線道路、河川、鉄道等の空間を延焼遮断帯としての強化を図るとともに、避難地となる公園・緑地等の確保にも努めながら、土砂災害・火災時における緩衝帯の形成等を図ります。

また、将来の市街化が想定される区域では、オープンスペースの減少を見据え、避難者の安全確保を図るため、公園・緑地等の計画的な配置や都市農地の確保等に努めます。

5) 総合的な治水対策の推進

気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化は、これまで浸水が発生していない地域においても、今後、浸水被害が発生する可能性を秘めており、河川改修や市街地排水の改善、公共下水道（雨水）の適正管理に加え、農業用施設の改修等も含め総合的な対策により治水能力の向上を図ります。

また、排水計画についても「過去の実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加や海面上昇を考慮したもの」へ転換するための検討を進めます。

あわせて、河川流域の森林や農地などの自然環境の保全とともに、公共施設等への雨水貯留・浸透施設の設置や透水性舗装の整備などにより雨水の地下浸透を促進し、流域の保水能力の維持を図ります。

(3) 都市環境形成等

1) 公共公益施設の機能強化

災害発生時には、学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、市役所庁舎等は被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点となり、道路、公園、下水道などの施設がその活動の底支えをします。

災害発生から復旧・復興に至るまでの災害リスクに備えた活動拠点とするため、公共公益施設の安全性を高める耐震化や老朽化対策、支援物資を備蓄する拠点倉庫の新設検討、避難所となる屋内施設等の整備・改修、バリアフリー化、ICT^{*}等新技術を活用した被害情報の収集・共有・伝達手段の確保、停電対策、防災用井戸や防災トイレの設置検討などを計画的に行い、総合的な防災機能の強化を図ります。

2) 建築物等の安全性の強化

大規模地震等の災害に備え、耐震化、耐震診断・改修支援制度の充実等により、住宅等建築物における耐震性の向上を促進するとともに、ブロック塀等の倒壊による危険性を低減するための啓発や相談会の開催などに取り組みながら、県と連携し改善指導に努めます。このほか、地震・火災対策として、住宅敷地の安全性に関する知識や対策工法等の周知により、宅地の液状化や滑動崩落などの未然防止対策などにも努めます。商業系用途地域[※]が指定されている地域では、準防火地域[※]の指定による不燃化を促進します。

また、生活インフラとなる上下水道、電気、ガス、通信などライフラインの耐震化や老朽化施設の更新などにより被害軽減対策や安全性の確保に配慮した施設整備を行うとともに、マッピングシステムの導入や台帳の電子化の検討など復旧・復興に備えたデジタル化への対応にも取り組みます。

3) 土砂災害対策の促進

急傾斜地など災害の恐れのある区域については、被害を出さないようハード面での土砂災害対策を促進するとともに、新たな被害が発生しないよう災害ハザードエリア[※]における開発を抑制し、また、市民に対しては、土砂災害に関する啓発、警報発令時の避難の呼びかけ、体制整備などハザードのレベルに応じた安全対策を進めます。

4) 地域防災力の向上

大規模な災害が発生したとき、行政の果たす役割は大きくなりますが、一方で、行政による対応には限界があり、市民一人ひとりが災害リスクを理解したうえで、迅速な判断・対応が図れるようにするため、正確な情報伝達手段や体制の整備を推進するとともに、スマートフォンなどのデバイスやIoT[※]等の新技術を有効的に活用しながら取り組みを加速させます。

また、防災訓練や啓発活動を通して市民一人ひとりの防災意識を高め、災害への備えの充実を図るとともに、ハザードマップ[※]や防災関連のパンフレットの配布などにより防災知識の普及を図ります。

加えて県外自治体との連携や民間団体、企業との災害協定の締結などにより、地域の力を最大限発揮できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。

5) 安全で安心なまちづくりの推進

日常の安全性を高めるため、道路、公園などをはじめ、学校や公民館など各種公共施設において、防犯に配慮した設備や維持・管理により、犯罪が発生しにくい環境整備に

第3章 全体構想

努めるとともに、清掃などの環境美化活動や防犯パトロール活動等を通じて、市民、関係機関、市が協力して防犯に配慮した安全で安心なまちづくりを進めます。

また、適切な管理がされていない空き家等は、防災、衛生等の面から市民生活に悪影響を及ぼすことから、その解決が求められています。

犯罪の温床にもなり得る空き家や空き地などを放置せず有効利用するために、適正管理と有効活用の促進を、東金市空家等対策計画に基づいた必要な措置を講じながら推進します。

全体構想図

